

令和4年4月1日

会員の皆様へ

東北労働金庫
理事長 砂金 良昭

当金庫は、令和4年6月に開催する通常総会【開催予定日：令和4年6月23日（木）】において、当金庫の定款第17条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、所在不明会員に該当することにお心当りのある方は、当金庫本支店窓口にて、所在不明会員の名簿を準備しておりますので、令和4年5月6日（金）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類と出資証券およびお届け印を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所の変更等の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、令和4年3月31日現在で次の要件のいずれにも該当する団体会員または個人会員とします。

- (1) 継続して5年以上当金庫の事業を利用していない会員。
- (2) 当金庫が行った通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった会員。

※ 当金庫の定款第17条では、会員が別表2第6項に定める「継続して5年以上金庫の事業を利用せず、かつ、金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき。」に該当する場合は、通常総会の決議によって除名することができることとされています。

2. 労働金庫法及び当金庫定款の定めるところにより、除名対象となる会員は、通常総会において弁明をすることができます。

3. 通常総会の除名決議により脱退となった会員の皆様の名簿につきましては、当金庫本支店窓口で準備しております。

後日、除名に該当された会員の皆様の所在が判明した場合には、所定の手続きにより出資金の払戻しが可能ですのでご相談ください。

【お問合せ先】 東北労働金庫 総務人事部 (TEL : 022-723-1111)
